



反貧困ネットワーク 外国人支援の取り組み

反貧困ネットワーク 外国人支援担当
原 文次郎



1 貧困を
なくそう



誰ひとりとして取り残さない！

国籍に関わらず！

在留資格に関わらず！



日本人でも、ナニジンでも、

ここ（日本）に生きている人として、
貧困状態に置かないことを目指す

FREEUSHIKU

Save
Immigrants
Osaka

協力：
NPO法人移住連

だから、

わたしは

ここにいます。

双子の子どもと、
一番下のダウン症の子と、
日本人の妻と暮らしてる。
国は独裁国家だから
離れたけど、
難民ビザは出なかった。
もう13年も日本にいる。

#04
サイさん
(コンゴ民主共和国)

入管法改悪
反対



新型コロナ災害により、元から脆弱な立場の人々がより弱い立場に置かれる様になった。

→労働時間の短縮、失業
(非正規外国人労働者)

→そもそも就労不許可
(非正規滞在者、在留資格未取得
= 仮放免中の難民申請者など)

ささえあい基金の支援を受けた外国人の国籍

アジア	
フィリピン	120
ベトナム	94
スリランカ	45
ネパール	43
インドネシア	16
日本	16
パキスタン	14
インド	10
バングラデシュ	9
ミャンマー	9
中国	6
韓国	5
カンボジア	3
タイ	2
モンゴル	1

アフリカ	
ナイジェリア	32
カメルーン	23
エチオピア	19
ガーナ	12
コンゴRDC	12
ウガンダ	10
ギニア	6
セネガル	5
スーダン	4
タンザニア	4
南ア	3
リベリア	2
シエラレオネ	1
シンバブエ	1
ブルキナファソ	1
南スーダン	1

ラテンアメリカ	
ペルー	315
ブラジル	210
ボリビア	47
コロンビア	9
ドミニカ共和国	3
アルゼンチン	2
キューバ	1
セントルシア	1
チリ	1
パラグアイ	1
メキシコ	1

中東	
トルコ	123
イラン	73
アフガニスタン	5
エジプト	1

支援対象者

= 在留外国人の中でも最も困窮している人びと

- ▶ 短期滞在
 - ▶ 特定活動 6 カ月未満
 - ▶ 被仮放免者（在留資格無し）
 - ▶ 超過滞在者（在留資格無し）
-
- ➡ 非正規雇用やど不安定な就労条件や、そもそも就労不可とされる在留資格により生計を立てる収入が低いか収入を得る手段のない人びと
 - ➡ 住民基本台帳に登録されておらず、公的支援の対象から外れる人びと
 - 国民健康保険 ×
 - その他の社会保険 ×

支援対象者 = 在留外国人の中でも最も困窮している人びと

- 健康的な身体と心の確保（医）
- 住まいの確保（食）
- 食料の確保（住）

生活困窮者 ➡ **相談会**/緊急連絡



相談（駆け付け相談を含む） ➡ **緊急支援**

* 生活費の補助（現金給付） ← ささえあい基金

* **医療機関への紹介、同行支援（医）**

* **フードバンクや生活協同組合、その他の提携団体からの食料提供（食）**

* **緊急シェルターの提供、家賃補助や一時宿泊代（ホテル等）の宿泊代補助（住）**

緊急給付 駆け付け 150名
その他 150名
給付額 = 500万円

家賃支援 のべ40名超
給付額 = 300万円

シェルター
7名 (2022年4月)

GW大人食堂 (5月5日)



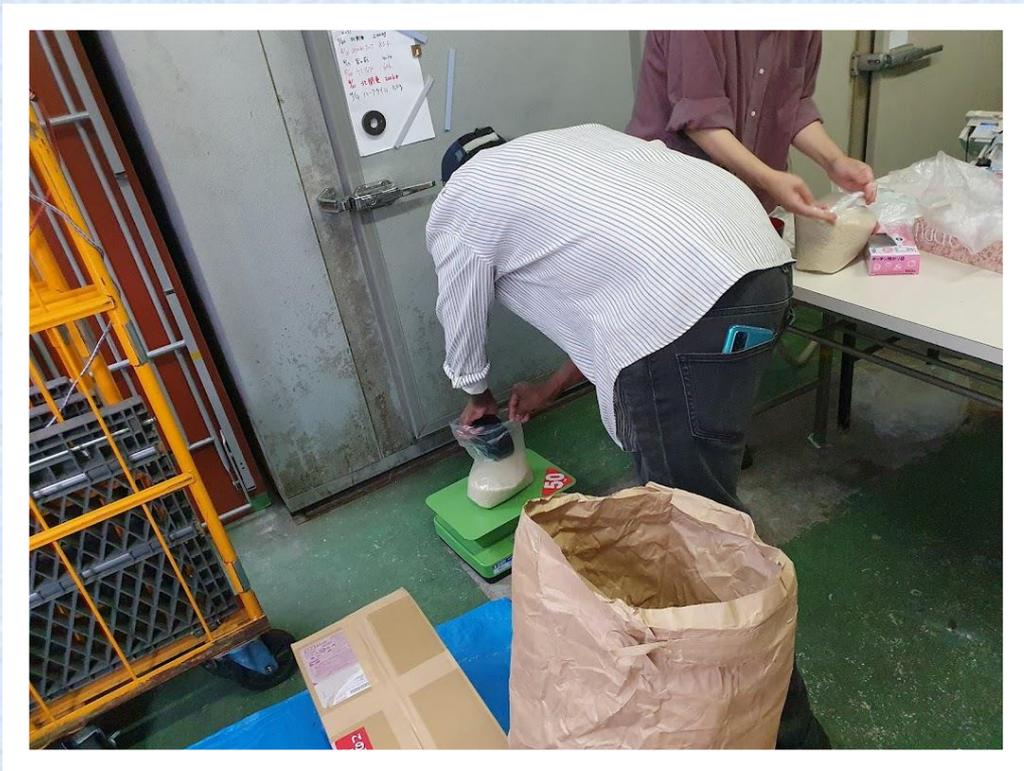
外国人医療相談会 (11月3日)



地域活動への参加 (隅田川医療相談会での物資配布ボランティア)



地域活動への参加 (精米作業への参加)

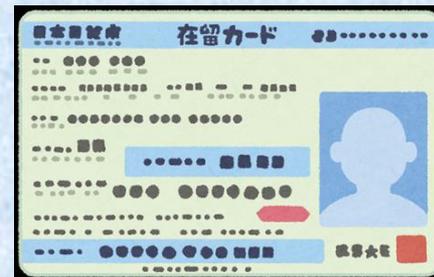


在留外国人？

在留外国人とひと口に言っても
在留資格は様々

在留資格＝労働資格が実態

- 身分に基づく在留資格
(永住者、定住者、日本人の配偶者等)
- 技能実習生・留学生
- 専門的・技術的分野の在留資格



(1) 短期滞在者＝住民登録無し、就労不可

→ 居住実態が無いとみなされる？

- 短期滞在 (特定活動3カ月など6カ月未満の滞在資格)
→ 訪問者・旅行者が帰国困難者となった場合は？
例：ミャンマー人ビジネスマン

- 難民申請者

在留外国人

(2) 在留資格なし＝労働資格が無い

✖ 不法滞在・不法残留

○ 非正規滞在（あるいは在留許可未取得）

- 元技能実習生・元留学生
- 複数回難民申請（認定待ち/不認定）
- 超過滞在（オーバーステイ）

→ 被仮放免者（強制退去の対象者）

(1) (2)

→ 生活保護をはじめ公的支援の対象外になりがち

難民申請者が受け取れる支援金（保護費）と生活保護費の比較※

種類	保護費（外務省）	生活保護費（厚生労働省 / 自治体）
保護の範囲	生活、住宅、医療	生活、住宅、教育、医療、介護、 出産、生業、葬祭
申請から決定 までの期間	平均 36 日程度	14 日以内に決定を通知
受給開始日	申請結果が通知された日から受給可能 ・申請日に遡っての受給は不可	申請日に遡って受給可能
生活費支給額	49,600 円 (31 日の場合) ・日額 1,600 円 ・11 歳以下は大人の半額	79,230 円 (月額定額)
(子どもがいる 場合)	無し	母子加算 (児童 1 人の場合) : 住居 21,400 円 入院・入所 18,990 円 ----- 児童養育費 : 3 歳未満 13,300 円 3 歳～18 歳 10,000 円
住宅費	単身 : 40,000 円、2 人 : 50,000 円、3 人 : 55,000 円 ・敷金礼金のための一時扶助は無い ・上記金額は毎月の上限	単身 : 53,700 円 ・入居時の敷金などの扶助が出る (上限あり) ・上記金額は毎月の上限
医療費	必要に応じ支払実費を後日精算	医療券による

出典：難民支援協会しらべ

※ 2019 年 9 月現在の情報を基に作成。生活保護費の支給額は、東京都 23 区在住・単身・30 代・冬季以外で計算

難民申請者の法的地位および行政サービスや権利

		難民申請者			
日本での法的地位 ※1 行政サービスや権利		特定活動 3ヶ月	特定活動 6ヶ月	在留資格なし	
				仮滞在 6ヶ月 ※2	仮放免 1～3ヶ月 ※3
定住支援		×		×	
生活保障※4			△ ^{※5}		△ ^{※5}
就労		×	○	×	×
国民健康保険		×	○	○	×
住民票		×	○	○	×

※1 在留年数は法務省の裁量により決められるため、流動的。延長は可能。

※2 “不法滞在”(非正規滞在)の申請者の法的地位安定化を図るために与えられる仮の滞在許可。

申請結果が出るまでの間、収容は回避される。認められる人は少なく、2018年は977人が申請し、認められたのは38人。

※3 収容者(下記コラム参照)の身柄拘束を仮に解く措置。身元保証人と保証金が必要。

※4 原則、難民申請者の場合は保護費からの受給が可能。事案によっては、難民申請者も生活保護費の受給が可能。(P.15表参照)

※5 原則的に2回目以降の難民申請は、保護費受給の対象外。

コロナ災害の被害者を支えるもの

自助

共助

公助



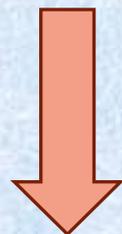
生活保護
= 基本であり、最後のセーフティネット

在留外国人を支えるもの



公的支援が不十分な中で民間による助け合いにも限界

今後について（必要なこと）



引きはがされるセーフティネット（公助）

→政策変更を求める

“仮放免者にも医療を” “公営住宅の提供を！”

助け合いの協同（共助）

→ともに生きる。

でなければともに死んでしまう。

“居場所づくり” “共に仕事ができる様に”